

川越市社会福祉協議会改善計画に係る取組状況

平成28年3月31日現在

1-(1) 理事長の選任と常務理事の就任について

《社協が取り組むべき内容》

取組項目	取組スケジュール(年度)	措置内容・検討内容（現在の状況を詳述する。）
① 常務理事の就任 取組内容、手順・方法等 所管 社会福祉協議会 平成23年3月に市職員OBが着任した。	24 — 25 — 26 — 27 —	定款に基づき常務理事1名を配置した。 常務理事の退任により、新年度就任する常務理事を理事の中から、理事長が指名した。 平成26年8月に任期満了による役員の改選があり、定款に基づき理事長が常務理事を1名指名した。 平成27年5月に専任の理事長が就任したことから、定款において常務理事を必置職から随時職へ変更した。
② 理事長の専任 取組内容、手順・方法等 所管 社会福祉協議会 他県社会福祉協議会の「社協あり方検討委員会報告書」等においても、できるだけ社協事業の経営に専念し、事業経営上の判断を常時行うことのできる者が適任とされており、他市町村社協への調査等を実施し、検討していく。	24 調査・検討 25 ↓ 26 ↓ 27 ↓	措置内容・検討内容（現在の状況を詳述する。） 県社協資料により他市町村社協の状況把握を行った。 県内40市社協の理事長又会長は、首長13名、副首長1名、民間20名、行政OB6名であり、約3割は首長だった。 平成26年8月に任期満了による役員の改選があり、副市長が理事長に就任したが、専任については検討していく。 平成27年5月に専任の理事が就任した。
③ 理事の選任方法 取組内容、手順・方法等 所管 社会福祉協議会 理事の選任にあたっては、全国社会福祉協議会が示す「法人社協モデル定款」においても、地域で行われている幅広い福祉活動者の中から選任することとされており、他市町村社協への調査等を実施し、検討していく。	24 調査・検討 25 ↓ 26 ↓ 27 ↓	措置内容・検討内容（現在の状況を詳述する。） 8月に任期満了による改選を定款細則に基づき実施した。新たな福祉活動者や学識経験者の選出などについては、今後も検討していく。 来年度任期満了による改選があるため、他市社協を参考に選任方法について検討した。 平成26年8月に任期満了による役員の改選があり、定款細則に基づき学識経験者又は地域福祉関係者から選任した。今後も次期改選に向けて選出区分を検討していく。 平成28年度に理事の改選があるため、他市社協を参考に選出先を検討した。

取組項目④ 理事の担当制			取組スケジュール(年度)	措置内容・検討内容（現在の状況を詳述する。）
取組内容、手順・方法等	所管	社会福祉協議会		
社会福祉協議会の事業規模の拡大に伴い、理事の経営責任が増してきていることから必要とされているため、他市町村社協への調査等を実施し、検討していく。	24	調査・検討	理事に2つの部会を設置(企画財政部会 委員7名、地域福祉部会 委員7名)した。	
	25	↓	県内40の市社協の中で、部会設置は5の市社協である。地域福祉部会にて、新規事業の実施検討を行った。	
	26	↓	平成26年8月に任期満了による役員の改選があり、次期の企画財政部会・地域福祉部会の委員の選任を行った。	
	27	↓	理事による部会等のあり方を検討する計画(社協発展強化計画)を策定した。	

1-(2) 事務局職員について

《社協が取り組むべき内容》

取組項目① 専門職の配置			取組スケジュール(年度)	措置内容・検討内容（現在の状況を詳述する。）
取組内容、手順・方法等	所管	社会福祉協議会		
発展強化計画(*1)に基づき、人事管理を行う。 ・職員採用の選考強化 ・職員の配置管理 ・人事管理制度の整備(人事考課制度、昇任管理、表彰制度、再任用制度の活用等)	24	具体的方法の検討・規程等の整備	精神保健福祉士を1名採用した。発展強化計画の職員採用計画については検討していく。	
	25	実施	4名採用の内有資格者3名(理学療法士1名、社会福祉士2名)採用した。今回、理学療法士資格退職者1名を補充、有資格者の職員充実を図った。	
	26	↓	4名採用の内有資格者1名(社会福祉士1名)採用した。新規事業(法人後見事業)に対応するため、有資格者の職員充実を図った。	
	27	↓	専門職の採用はなかったが、職員の専門性を高めるため職員の育成等に取り組む計画(社協発展強化計画)を策定した。	

*1) 発展強化計画：平成24年度から平成27年度にわたる社協の事業運営の展望や目標を明らかにし、その実現に向けた組織と財務に関する具体的な方法を示す計画。平成24年3月策定予定。

取組項目② 職員の育成			取組スケジュール(年度)	措置内容・検討内容（現在の状況を詳述する。）
取組内容、手順・方法等	所管	社会福祉協議会		
発展強化計画に基づき、人材育成の仕組み作りに取り組む。 ・基本研修・実務研修の体系化・充実 ・外部研修の充実 ・自己啓発への支援等	24	具体的方法の検討・規程等の整備	県社協主催の研修等に参加し資質の向上に努めた。また、本会として体系的な研修計画を今後検討していく。	
	25	実施	職員研修2回、県社協等研修会57回、視察研修5回に延べ134人が参加した。	
	26	↓	市職員による内部研修や県社協等主催の研修会に参加し、職員の資質向上に努めた。	
	27	↓	県社協等主催の外部研修に参加し、職員の資質向上に努めた。	

取組項目③ 人事交流の必要	取組スケジュール(年度)		措置内容・検討内容（現在の状況を詳述する。）
取組内容、手順・方法等	所管	社会福祉協議会	
発展強化計画に基づき、総合職である正規職員については、長期的な観点から人材の育成を図るため、いろいろな仕事を体験させるジョブ・ローテーションを行う。	24	調整・実施	新規採用職員については、3年を目安に内部異動を行い、すべてに対応できる職員を育成していく。
	25	実施	異動職員14名の内、同一所属に在籍3年以上の職員9名、他の5名は昇格等による。
	26	↓	キャリア形成に向け、主任以下4名を配置換えした。
	27	↓	組織の最小単位を課とし、担当制にすることで課内での職員間の交流を強化した。

《市と社協が共同で取り組むべき内容》

取組項目④ 市への人事交流の方法の検討	取組スケジュール(年度)		措置内容・検討内容（現在の状況を詳述する。）
取組項目⑤ 社協への人事交流の検討			
取組内容、手順・方法等	所管	福祉推進課、社協	
市への人事交流については、インターンシップや任期付採用職員制度など組織内の調整を図り、試行・実施に向けて協議する。 社協への人事交流については、派遣職員の給与負担に係る法令上の規定があるため、派遣条例の適用など事務委託課や人事担当課と調整を図り、職員の経験年数や職種に応じた効果的な実施方法の協議を行う。	24	協議・組織内調整	平成24年9月3日、行政改革推進課、職員課、福祉推進課で人事交流についての現状と課題を整理した(別紙)。今後は、整理してきたことを踏まえ、試行に向けて引き続き検討していく。平成24年10月17、18日「法制執務研修」に2名の社協の職員が参加した。
	25	試行	人事交流の試行について、引き続き検討することとした。
	26	実施	市職員OBが、社協の常務理事に就任した。
	27	↓	社協への人事交流として、市職員OBが、社協の常務理事を退任し、理事長に就任した。また、事務局長に新たに市職員OBが就任した。 社協への人事交流については、引き続き検討することとした。

《市が取り組むべき内容》

取組項目⑥ 削減の改革ではなく、イノベティブな改革(*2)を	取組スケジュール(年度)		措置内容・検討内容（現在の状況を詳述する。）
取組内容、手順・方法等	所管	福祉推進課	
社協が策定する発展強化計画における中長期的な人員計画の評価を踏まえて、職員の配置や人材育成等に係る人件費補助の妥当性を検討していく。	24	評価・検討	平成25年度予算編成時にCSW(コミュニティソーシャルワーカー)、地域包括支援センターランチと権利擁護等の事業実施に向け協議をして、人件費補助について検討を行った。
	25	↓	当初予算積算時に事業内容の査定を実施し、事業の必要性や効率性を精査するとともに、年度終了後においては、事業実施結果について有効性や的確性を検証し、余剰金の発生状況を含め、事業費が適正に執行されているかを検査した。
	26	↓	同上
	27	↓	同上

*2) イノベティブな改革：新しいアイデアから社会的意義のある新たな価値を創造し、社会的に大きな変化をもたらす自発的な人・組織・社会の幅広い変革をいう(wikipedia)。ここでは、削減の視点でなく、新しい価値を創造する改革としてイノベティブということばを用いている。

1-(3) 臨時職員について

《社協が取り組むべき内容》

取組項目① 臨時職員の処遇改善	取組スケジュール(年度)		措置内容・検討内容（現在の状況を詳述する。）
取組内容、手順・方法等	所管	社会福祉協議会	
<p>発展強化計画に基づき、非常勤職員の就業に関する規程を見直し、事業に見合った処遇と職員の配置を行う。</p>	24	見直し・検討	他の市町村社協における臨時職員の状況を調査し、今後の処遇を検討していく。
	25	↓	「非常勤職員等の給料額に関する内規」による時給を各職種10円引き上げて、非常勤職員の処遇の向上に努めた。
	26	↓	法改正(パートタイム法、労働契約法)により、臨時職員の就業規則の見直し検討を行った。
	27	↓	臨時職員の就業規則(職免の規定、手当額の変更等)を改定した。

1-(4) 財政状況について

《社協が取り組むべき内容》

取組項目① 公費財源のルール化	取組スケジュール(年度)		措置内容・検討内容（現在の状況を詳述する。）
取組内容、手順・方法等	所管	社会福祉協議会	
<p>全国社会福祉協議会の「市町村社協経営指針」を参考に、発展強化計画に基づき、適切な事業評価やコストの上に立った中長期的な財政計画を策定し、公費確保のルール化や自主財源の確保など、継続的、安定的な財務運営を行う。</p>	24	検討	自主財源の確保については、自動販売機の設置等、手軽に取り組めるものから検討を行う。公費財源のルール化については、他市社協等の状況を調査しながら今後も研究していく必要がある。
	25	計画策定	東西後楽会館に自動販売機を設置した。他市の斎場売店視察するなど、自主財源の確保を検討した。公費財源のルール化は研究中である。
	26	実施	自主財源の確保として、総合福祉センターに自動販売機を設置した。公費財源のルール化は研究中である。
	27	↓	社協だよりに広告主を募集し、自主財源の確保に努めた。中長期的な財政計画の策定には至っていないため、公費財源のルール化に取り組む必要がある。

取組項目② 民間財源（共募と会費）のPR方法			取組スケジュール(年度)		措置内容・検討内容（現在の状況を詳述する。）
取組内容、手順・方法等	所管	社会福祉協議会			
具体的な寄付事例や用途についてのパンフレットの作成や、社協だよりで随時内容を検討しながら特集記事で啓発するなど、用途をわかりやすく広報する。また、自治会組織に協力依頼していることから、自治会との関係を強化し、継続的に安定した財源を確保する。	24	検討・実施	共募・会費の募集時期にあわせて、社協だよりやチラシに用途について掲載しているが、民間財源が増加するような掲載内容等を検討していく。		
	25	↓	共募・会費の協力法人等は、社協だよりにて、法人名・寄付金額を表示し、市民へのPRと次年度への協力をお願いした。		
	26	↓	社協会費の強化月間(7月)に自治会を通じてのチラシ配布、企業や社会福祉施設への協力依頼及び社協だよりへの掲載など、PRに努めた。		
	27	↓	共募・会費の募集時期にあわせて、用途について社協だよりやチラシに掲載した。共募に関しては、配分金により実施している事業を地区ごとに紹介する地区だよりを作成し、協力依頼のチラシとともに回覧をして用途を示した。		
取組項目③ 事業収入財源としての介護保険3事業の経営形態の再検討			取組スケジュール(年度)		措置内容・検討内容（現在の状況を詳述する。）
取組内容、手順・方法等	所管	社会福祉協議会			
介護保険事業経営検討委員会にて検討、報告書作成（理事長、理事会、評議員会へ報告）済み。	24	訪問介護事業終了	訪問介護事業は平成24年度末に終了し、他の2事業については、採算を考慮し、撤退等再検討もしていく。		
	25	検討	居宅介護支援事業及び通所介護事業について、現在の状況、継続の可否等について社協内部で介護保険等運営委員会を開催し検討した。		
	26	居宅介護支援事業→H26まで	居宅介護支援事業及び通所介護事業について、現在の状況、継続の可否等について社協内部で介護保険等運営委員会を開催し検討し、両事業ともに継続することになった。なお、今後も介護保険等運営委員会を開催し、事業についての検討を行う。		
	27	通所介護事業→H27まで	居宅介護支援事業及び通所介護事業について、現在の状況、継続の可否等について社協内部で介護保険等運営会議を開催し検討した。報酬改定や利用者減に伴い赤字幅の大きい通所介護事業については、職員体制を縮小し経営の改善を行い、両事業ともに継続することになった。		

《市と社協が共同で取り組むべき内容》

取組項目④ 総体としての介護保険事業の検討			取組スケジュール(年度)		措置内容・検討内容（現在の状況を詳述する。）
取組内容、手順・方法等	所管	福祉推進課			
介護保険3事業は、社協の自主事業財源となっており、平成24年度には訪問介護事業が終了となる見込みであるため、今後、社協の財源に資する事業について検討する。			24	検討	介護保険事業の一つとして、総合相談支援事業を行う地域包括支援センターランチを2箇所設置し、そのうちの一つを社協に業務委託することについて検討した。
			25	↓	地域包括支援センターランチを業務委託した。
			26	↓	引き続き、地域包括支援センターランチを業務委託した。
			27	↓	地域包括支援センターランチについては業務終了とした。新たに、介護支援ボランティア事業及び生活支援体制整備事業を業務委託することについて検討した。
取組内容、手順・方法等	所管	社会福祉協議会	取組スケジュール(年度)		措置内容・検討内容（現在の状況を詳述する。）
(再掲③) 介護保険事業経営検討委員会にて検討、報告書作成(理事長、理事会、評議員会へ報告)済み。			訪問介護事業終了	訪問介護事業終了	訪問介護事業は平成24年度末に終了し、他の2事業については、採算を考慮し、撤退等再検討もしていく。
			25	検討	居宅介護支援事業及び通所介護事業について、現在の状況、継続の可否等について社協内部で介護保険等運営委員会を開催し検討した。
			26	居宅介護支援事業→H26まで	居宅介護支援事業及び通所介護事業について、現在の状況、継続の可否等について社協内部で介護保険等運営委員会を開催し検討し、両事業ともに継続することになった。なお、今後も介護保険等運営委員会を開催し、事業についての検討を行う。
			27	通所介護事業→H27まで	居宅介護支援事業及び通所介護事業について、現在の状況、継続の可否等について社協内部で介護保険等運営会議を開催し検討した。報酬改定や利用者減に伴い赤字幅の大きい通所介護事業については、職員体制を縮小し経営の改善を行い、両事業ともに継続することになった。

《市が取り組むべき内容》

取組項目	取組スケジュール(年度)	措置内容・検討内容（現在の状況を詳述する。）
⑤ 公費財源にメリハリを		
取組内容、手順・方法等	所管	福祉推進課ほか
公費財源のルール化に向け、補助金・委託料の効果測定を実施し、随時、見直しを行う。また、民間財源や事業収入財源で充当すべき事業を整理していく。	24	調査・検討
	25	↓
	26	↓
	27	↓
		効果測定は実施していないが、地域支援を遂行するため、平成25年度は、地域包括支援センターブランチ、CSWのモデル事業の実施へと具体化した。また、24年度実施した障害者虐待防止センターや市民後見制度等、引き続き安定的な事業の推進を図れるよう協議した。
		効果測定は実施していないが、当初予算積算時に事業内容の査定を実施し、事業の必要性や効率性を精査するとともに、年度終了後においては、事業実施結果について有効性や適確性を検証し、余剰金の発生状況を含め、事業費が適正に執行されているかを検査した。
		同上
		同上

2-(1) 地域福祉推進事業

《社協が取り組むべき内容》

取組項目	取組スケジュール(年度)	措置内容・検討内容（現在の状況を詳述する。）
① 新規課題への取組		
取組内容、手順・方法等	所管	社会福祉協議会
平成23年度に市民後見人入門講座を実施。今後も市や関係部署と協議しつつ、権利擁護事業の強化として、市民後見人養成事業の実施と法人後見事業の検討に向けた予算を計上していく。	24	検討・実施
	25	実施
	26	↓
	27	↓
		24年10月～ 市の委託障害者虐待防止対策支援事業の実施 25年4月～ 地域包括支援センターブランチの実施
		26年1月～ 法人後見検討委員会を設置し、法人後見の受任に向け準備を行った。
		法人後見を2件受任した。
		法人後見を6件受任した。 市民後見人候補者登録を行った。 成年後見相談所を開設した。

《市と社協が共同で取り組むべき内容》

取組項目	② 各種相談窓口の検討	取組スケジュール(年度)		措置内容・検討内容（現在の状況を詳述する。）
取組内容、手順・方法等	所管	福祉推進課、社協		
ボランティアビューロー等での地域の相談窓口事業の実施を通して、市と社協の相談窓口の統合化、ネットワーク化等について検討する 【地域福祉計画及び地域福祉活動計画】 ・地域における相談支援体制の整備を図る（民生委員等の協力を得て、ボランティアビューロー等での地域の相談窓口事業を実施）		24	検討・実施	ボランティアビューロー等にCSWを配置し、相談窓口事業を実施することについて検討した。平成25年度からモデル事業として2箇所の地域包括支援センター圏域において開設予定。
		25	↓	25年7月から川越市介護保険事業計画に定める日常生活圏域のうち第4圏域及び第9圏域に1名ずつ、計2名のCSWを社協への業務委託によりモデル事業として配置し、相談業務を行った。 また、市民ニーズを踏まえ、心配ごと相談事業のサテライト化の検討を行った。
		26	↓	引き続き、モデル事業としてボランティアビューロー等を拠点にCSWを配置し、相談業務を行った。また、10月から南文化会館内に心配ごと相談所を開設した。
		27	↓	引き続き、モデル事業としてボランティアビューロー等を拠点にCSWを配置し、相談業務を行った。南文化会館内の心配ごと相談所も継続し、地域住民からの相談に応じた。

取組項目③ 役割分担の再確認			取組スケジュール(年度)		措置内容・検討内容（現在の状況を詳述する。）
取組内容、手順・方法等	所管	福祉推進課、社協			
関係団体との調整を図りながら、役割分担を再確認していく。 ・遺族会や更生保護団体など、実施事業を含めて再検討する。 ・老人クラブ連合会を社協で運営することを検討する。 ・民生児童委員協議会連合会の運営については、社協事務局との役割分担の明確化を図る。			24	協議・検討	特に協議をしていないが、事業内容ごとに役割を分ける等協力している。遺族会及び民生委員児童委員協議会連合会については、社会福祉協議会が事務局として運営を担当し、市が補助金により財政的な支援を行うことで役割分担を図っている。なお、更生保護団体については、市が事務局を担当し、社会福祉協議会は関与していない。 役割分担を明確にする必要がある部分として、連合会組織の事務局を社協が請け負っているが、地区や支会の事務の支援を求められ対応している部分に関しては、市の担当部分であると思うが、実務的には地区等への支援を行っているため、協議が必要と考える。
			25	↓	特に協議をしていないが、事務局機能としては相互に協力し合いながら柔軟な役割分担が図られ、概ね円滑な運営ができています。 民生委員児童委員協議会連合会の運営については、市と社協で随時協議して進めているが、地区民協への対応については、今後役割分担を含めて協議していく必要がある。
			26	↓	特に協議をしていないが、事務局機能としては相互に協力し合いながら柔軟な役割分担が図られ、概ね円滑な運営ができています。 民生委員児童委員協議会連合会の運営については、随時協議し、概ね役割分担が明確化されてきているが、単位民協の活動支援にあたっては、人員が足りていないため、検討する必要があります。
			27	↓	特に協議をしていないが、事務局機能としては相互に協力し合いながら柔軟な役割分担が図られ、概ね円滑な運営ができています。常勤職員の不足が課題であるが、今後も密に連絡をとりあいながら、随時調整を図っていくこととした。

《市が取り組むべき内容》

取組項目	① 新規課題への取組（地域福祉権利擁護事業の強化）	取組スケジュール(年度)	措置内容・検討内容（現在の状況を詳述する。）	
取組内容、手順・方法等	所管	高齢者いきがい課ほか		
<p>取組編には無いが、地域福祉権利擁護事業の強化については、市としても認知症高齢者等の権利擁護を図るため、成年後見等制度利用支援事業を推進する。</p> <p>また、日常生活に不安のある高齢者等が安心して暮らしていけるよう、市民後見人の利用を促進する。</p>		24	検討	市民後見人養成講座を実施するとともに、市民後見推進事業検討委員会を開催して、今後の市民後見人のあり方等を検討した。
		25	実施	平成24年度に引き続き、市民後見人養成講座を実施するとともに、市民後見推進事業検討委員会を開催して、市民後見人のあり方等を検討した。また、検討委員会において市民後見人の支援体制に関して、市社協の法人後見事業が不可欠との議論があり、法人後見事業の実施を含めた支援体制の検討を行った。
		26	↓	平成26年度から、川越市社会福祉協議会が法人後見事業を実施し、市民後見人養成講座の修了者の活動の場や支援体制の構築がなされた。また、認知症高齢者の増加により、成年後見制度を利用する方が増加することが予想されるため、法人後見事業が充実することにより、地域福祉権利擁護事業のさらなる強化が期待される。
		27	↓	平成27年度に、市民後見推進事業実施要綱に「登録」の項目を追加し、また登録に関する事務取扱要領を新たに制定し、市民後見人候補者に法人後見支援員として活動させるしくみを構築した。

2-(2) 介護保険外の福祉サービス事業

《市と社協が共同で取り組むべき内容》

取組項目	① 地域活動支援センター事業の拡充	取組スケジュール(年度)	措置内容・検討内容(現在の状況を詳述する。)	
取組内容、手順・方法等	所管 障害者福祉課			
障害者(児)を対象に日中活動の場を提供して地域生活を支援する当該通所事業(障害者デイサービス)を拡充する場合は、居室等の確保が必要となることから、他の事業の実施状況を踏まえながら、協議、検討していく。		24	協議	他の事業の実施状況を踏まえ、拡充が必要であるか、また、必要である場合はどのような形態で行うかなど、他の事業への移行も含め検討中。
		25	↓	協議の場を設け、案を示し、検討を行った。
		26	↓	引き続き、協議の場を設け、検討を行った。
		27	↓	今後のサービスの充実に向けた協議を行ったが、現状として拡充は困難であるため、引き続き協議する。
取組内容、手順・方法等	所管 社会福祉協議会	取組スケジュール(年度)	措置内容・検討内容(現在の状況を詳述する。)	
介護保険3事業の縮小(1-(4)-③参照)を踏まえ、地域活動支援センター事業の拡充について、市と協議を行う。		24	協議	社協課内会議において、地域活動支援センター事業の拡充等に向けた検討(方向性を含む)を行う。市に対して、地域活動支援センター事業の拡充等に向け、打診を行う。平成25年度も引き続き検討を進める。
		25	↓	地域活動支援センター事業拡充について市に打診を行ったが、現状では財政的に拡充は難しい状況であるとのことであった。なお、サービスの向上を図るため事業における諸問題については協議を続ける。
		26	↓	拡充は困難とのことであり、今後は、利用者個々の障害に合わせて、より良い日中活動の支援を行うための協議を続ける。
		27	↓	拡充は困難との結果を受け、利用者個々の障害に合わせて、より良い日中活動の支援を行うための協議を続けた。また、希望の多い送迎・入浴サービスの受入れを増やすための工夫等の見直し検討を行った。

取組項目② 生きがい活動支援通所事業のあり方検討	取組スケジュール(年度)		措置内容・検討内容（現在の状況を詳述する。）
取組内容、手順・方法等 所管 高齢者いきがい課 介護保険非該当レベルの自立高齢者に対する引きこもり防止、介護状態への予防等を目的とし、拠点の増加、対象者数の増加、送迎可能地域の拡大を目標とする。	24	協議	事業の充実のため、拠点の増加に向け、「地域の選定」と「拠点確保」について、協議を行った。 高階、南古谷、古谷の3地区の中で拠点場所を確保することとし、平成25年度も引き続き協議し、平成26年度実施に向け準備を進める。
	25	拠点場所の確保・実施	拠点の増加については、旧高階出張所等の確認を行ったが、借りることが不可能であった。現在、市内3箇所については、待機者がおらず空きがある状態。拠点増加についての検討は一度保留とし、平成26年度以降は要支援者への対応を含め事業の実施方法・運営自体を見直していく必要がある。
	26	実施	平成27年度以降の総合事業と当事業の位置づけを再検討し、今後の当事業の実施方法を見直していく。
	27	↓	介護予防・生活支援サービス事業対象者の場合は、当事業を利用することはできないこととした。引き続き、当事業のあり方を検討していく。
取組内容、手順・方法等 所管 社会福祉協議会 生きがい活動支援通所事業利用者の拡大に向け、本事業のサテライト的な事業展開等について市と協議を行う。	取組スケジュール(年度)		措置内容・検討内容（現在の状況を詳述する。）
	24	協議	高階・古谷・南古谷の3地区をサテライトの拠点地区候補とし、25年度も引き続き協議していく。
	25	拠点場所の確保・実施	利用度の高い高階地区で、サテライトの拠点候補について高齢者いきがい課と協議をした。
	26	実施	現在、待機者がいないため、事業の拡大については休止状態である。今後は、利用者へのサービス向上のため、協議を継続する。
	27	↓	待機者がいないため、拡大については難しい状況である。なお、今後は総合事業との兼ね合いも含めて、市との協議を行う。

取組項目	③ 介護保険適用外の対象者の把握		取組スケジュール(年度)	措置内容・検討内容（現在の状況を詳述する。）
取組内容、手順・方法等	所管	高齢者いきがい課		
市、社協、地域包括支援センターが行っている窓口相談による対象者の把握に加え、介護予防事業で実施している基本チェックリストを活用したり、高齢者見守りネットワーク事業を活用するなど、各主体があらゆる機会をとらえて広く対象者を把握する。また、広報等で本事業の周知を図る。	24	協議	高齢者見守りネットワーク事業の、平成25年度以降の実施について、市と社協により検討を行った。	
	25	実施	市及び社協において、市事業、市と民間事業者の協定、地区社協、福祉協力員等の取り組み等の見守り活動に関係している事業の把握、整理を行い、既存の事業、資源を活用したネットワークの構築について検討を行った。	
	26	↓	介護予防事業において、基本チェックリストを実施し、身体機能等に不安を抱える高齢者の把握により、通所型介護予防事業及び訪問型介護予防事業に参加勧奨する等の支援を行った。また、高齢者見守りネットワークの構築に向け、要援護高齢者等支援ネットワーク会議で検討を行い、関係課において協議を開始した。	
	27	↓	市、社協、地域包括支援センターが行っている窓口相談により支援が必要な高齢者の把握を行い、必要に応じて社協のコミュニティソーシャルワーカー、地域包括支援センター、担当民生委員等の各機関での連携に努めた。	

《市が取り組むべき内容》

取組項目④ 社協単独事業への補助の必要性	取組スケジュール(年度)		措置内容・検討内容（現在の状況を詳述する。）
取組内容、手順・方法等	所管	福祉推進課ほか	
事業の必要性、適格性、持続性及び費用対効果について検討し、人的、物的支援を行う。	24	検討・実施	川越市地域防災計画において、社協が役割を担う災害ボランティアセンターについて協議し、設置した。
	25	↓	社協が平成26年度から事業開始予定の法人後見事業について検討を行った。
	26	↓	社協が実施する法人後見事業について、平成27年度から補助を行うことについて検討した。
	27	↓	社協が実施する法人後見事業について、補助を開始した。また、モデル事業として実施していたCSW配置事業について、平成28年度から社協の自主事業として実施し、補助を行うことを検討した。

2-(3) 指定管理事業

《社協が取り組むべき内容》

取組項目① 健康講座の充実	取組スケジュール(年度)		措置内容・検討内容（現在の状況を詳述する。）
取組内容、手順・方法等	所管	社会福祉協議会	
高齢者向けの健康づくりとして、口腔ケア、メタボリックシンドローム、食育、生活習慣病対策など、要介護状態にならない健康づくり講座を保健所等関係機関へ講師派遣依頼し、講座の充実を図る。	24	実施	健康講座(生活習慣病編、血圧編)、笑って過ごそう健口講座(口腔ケア)を実施した。講義と実技を組み合わせ取り組んだ。
	25	↓	既存の運動系の教室に保健師、管理栄養士による講義を取り入れて実施した(すこやか倶楽部)。運動の大切さ、生活習慣病について、栄養など関連付けて啓発することができた。
	26	↓	保健師、管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士による講義・実技を取り入れた(すまいる健康アップ講座)。生活習慣病について基礎知識を学ぶとともに、口腔内管理、食事管理、運動療法の総合的観点から啓発することができた。
	27	↓	内容は前年度と同じだが、募集が少ない現状なので、周知方法や内容等の見直しを行うこととした。周知方法については、通常の社協だより等の公募だけではなく、別の健康系の講座に参加している受講者に直接声をかける等の方法を検討する。内容については、受講者のニーズが、話を聞くことよりも、実際に身体を動かすことにあるので、時間配分を検討する。

取組項目② 講座の工夫			取組スケジュール(年度)	措置内容・検討内容（現在の状況を詳述する。）
取組内容、手順・方法等	所管	社会福祉協議会		
若年層のボランティア活動参加など地域福祉の担い手になることを意識した講座、障害者の余暇活動を主に、参加者の交流ができる講座、高齢者などがオアシスに来て楽しかったと感じられる講座など、利用者等のつながりをつくる場としての講座を工夫し展開する。	24	実施	障害者の余暇活動の支援として、スポーツ・レクリエーションの集いを年2回実施した。 知的障害者バスケットボールサークル化事業を実施した。(3年計画でサークルとして自立できるようサークルの基盤づくりを支援する事業) 障害者が気軽に「ふらっと」体育室が利用できるようなフリースペースの提供を検討した。若年層のボランティア活動については、市内大学との提携を検討した。	
	25	↓	障害者が気軽に「ふらっと」利用できるようなフリースペースの一環として、スポーツレクリエーションの集いを年2回実施した。余暇活動の支援として実施している青年学級においては、半日ではなく1日の活動を多くしたり、休みにしていた8月も開催することにより、内容の充実を図った。若年層のボランティア活動については、市内大学と協議を重ね、平成25年5月から受入れを開始した。	
	26	↓	若年層のボランティア活動について、市内大学と連携し本格的に受け入れを行い延人数39人が参加した(バスケットボールサークル教室、水泳教室、水泳記録会)。障害者の余暇活動の支援としては引き続き、スポーツレクリエーションの集いを年2回実施し、青年学級においても1日の活動を多くし定員以上を受け入れ、内容の充実を図るとともに幅広く対応した。又、新規の講座を企画・実施し職員、講師、受講者で協議を重ねることでサークルを結成することができた(口笛教室)。	
	27	↓	若年層ボランティアは、スポーツ系やイベント系の講座であれば参加してもらえる傾向があり、自主事業としてスポレクフェスタを開催したところ、多くの10代20代の方の参加があった。障害者の余暇支援としては、就労者にも参加しやすいよう、青年学級や卓球、バスケットボールなどの講座を金曜日の夜間や土日に開催した。高齢者の講座は、創作や音楽等の講座を開催し、希望者は新規や既存のサークルに加入し継続的に活動できる。人気講座は年に2回実施した。また、団塊の世代を取り込むために、そば・うどん教室を新規開講することとした。	

取組項目③ 指定管理事業に対する認識の改善			取組スケジュール(年度)		措置内容・検討内容（現在の状況を詳述する。）
取組内容、手順・方法等	所管	社会福祉協議会			
民間の創意工夫を活かした事業展開をするため「総合福祉センターならではの事業」と言った付加価値のある事業を実施する。	24	検討・実施	運動系の教室において、個人のリスクを知らながら健康になっていけるように、理学療法士、看護師の専門的なアプローチを行い、外部講師の教室との差別化を図る。		
	25	実施	運動系の教室において、利用者が自身のリスクを知らながら健康になっていけるように、理学療法士、看護師、障害者スポーツ指導員による専門的なアプローチを行い、外部講師の教室との差別化を図る。		
	26	↓	利用者が自身のリスクを知らながら健康になっていけるよう理学療法士、看護師、障害者スポーツ指導員による専門的アプローチを行い、外部講師の教室との差別化を図る。又、世代間交流事業の企画として、保育園児とデイサービス利用者による花植えを行う。園児による手遊びや合唱を行い、世代間交流の場として事業を展開した。		
	27	↓	総合福祉センターには、プールや冷暖房完備の体育館、ピアノがある研修室、調理実習室といった部屋があり、様々なニーズを満たす講座を展開できる。また、看護師・理学療法士・保育士といった専門職を活用した講座を展開する。また、障害者の自立支援の目的も含めて、障害者を講師とした古典講座を開講した。障害者と高齢者、地域住民の交流の場として、スポレクフェスタを実施し、相互交流を図った。また、地域福祉センターとして、地域の企業のCSRの一環としてのボランティア活動の受け入れを行った。また、社協の地域ネットワークを活用し、試験的に、地区社協に出張講座を開講した。		

《市と社協が共同で取り組むべき内容》

取組項目④ 講座における保健・医療・福祉の連携	取組スケジュール(年度)		措置内容・検討内容（現在の状況を詳述する。）
取組内容、手順・方法等	所管	福祉推進課	
講座等を充実していくために、福祉部内関係課及び健康づくり事業を実施する保健医療部内関係課との連絡、調整に協力し、保健・医療・福祉が連携した講座の実現を図る。 【地域福祉計画】 ・健康づくりを促進する（川越みんなの健康プランの推進）	24	検討・実施	社協と保健所・保健センターが連携して講座を開催した。福祉推進課による連絡・調整の実績はなかったが、必要に応じて実施する。
	25	実施	社協と保健所・保健センターが連携して講座を開催した。
	26	↓	同上
	27	↓	同上
	取組内容、手順・方法等	所管	社会福祉協議会
市の健康づくり事業を実施している保健所等と連携した講座を展開する。 【地域福祉活動計画】 ・総合福祉センターの活用（自立支援、生きがいづくり、健康の維持増進の目的に沿い、参加者数13,000人を目標に各種講座を展開していく）	24	検討・実施	保健師、管理栄養士を派遣依頼し、健康づくり関係の講座を実施した（健康講座、笑って過ごそう健口講座にて依頼）。保健所・保健センターと共催で啓発事業を実施した（映画鑑賞会・命のメッセージ展・熱中症予防啓発）。
	25	↓	保健師、管理栄養士を派遣依頼し、健康づくり関係の講座を実施した（すこやか倶楽部、熱中症セミナー、高齢者・障害者の講座等。13,050人参加）
	26	↓	保健所・保健センターから保健師を派遣依頼し、管理栄養士、歯科衛生士を紹介してもらい、理学療法士（社協職員）と連携した健康づくり関係の講座を実施した（すまいる健康アップ講座）。
	27	↓	実施内容は、前年度と同じである。健康づくりに関する事業について、今後は季節に合わせた健康課題を取り上げる等、年間で連携できる回数を増やしていくことを検討することとした。

《市が取り組むべき内容》

取組項目⑤ 緊急一時保護事業の役割分担の見直し	取組スケジュール(年度)		措置内容・検討内容（現在の状況を詳述する。）
取組内容、手順・方法等	所管	障害者福祉課	
緊急一時保護事業（*1）利用者の「決定は市、運営は社協」という運営形態の一元化について協議し、役割分担の見直しを図る。	24	協議	職員にアンケートを実施し、問題点を洗い出し、それを基に見直し、検討しているところである。
	25	実施	協議の場を設け、認識の共有化を図った。
	26	↓	協議の場を設け、改善のための話し合いを行った。具体的には、更なる協議が必要なため、引き続き検討することとした。
	27	↓	具体的な改善策については意見の相違もあり、更なる協議が必要なため、引き続き検討することとした。
	*1）緊急一時保護事業：家族等が冠婚葬祭などの際に、保護を必要とする障害のある人を日中一時的に預かる事業（障害者自立支援法適用外の事業）		

取組項目⑥ 緊急一時保護事業の見直し			取組スケジュール(年度)		措置内容・検討内容（現在の状況を詳述する。）
取組内容、手順・方法等	所管	障害者福祉課			
<p>利用者にとって、緊急一時保護と日中一時支援は類似の事業であり、その違いが明確ではない。しかし、前者は市が無償で行う単独事業であり、後者は障害者自立支援法で規定する市町村地域生活支援事業の一つで、民間が事業主体となる有償のサービスである。このことから、事業主体の異なる両事業を整理統合することは困難である。</p> <p>選択肢としては、現行事業の継続又は日中一時支援への移行となるが、平成25年度には、障害者自立支援法に代わる新法の施行も予定されていることから、法改正の動向を踏まえ、事業の見直しを行っていく必要がある。</p>	障害者福祉課	障害者福祉課	24	検討	平成25年度から施行の障害者総合支援法では、当該事業について特段の変更はなかったため、職員にアンケートを行い利用しやすい事業へ見直し、検討しているところである。
			25	↓	協議の場を設け、認識の共有化を図った。
			26	↓	同上
			27	↓	協議の中では、人員・設備の問題から日中一時支援への移行は困難との見解が強いため、引き続き検討することとした。
取組項目⑦ 緊急一時保護事業等の受入れ体制の充実			取組スケジュール(年度)		措置内容・検討内容（現在の状況を詳述する。）
取組内容、手順・方法等	所管	障害者福祉課			
<p>受入れ体制の充実については、事業の見直しと併せ検討していく必要がある。</p>	障害者福祉課	障害者福祉課	24	検討	同上
			25	↓	協議の場を設け、認識の共有化を図った。
			26	↓	協議の場を設け、より緊急時の受け入れを優先できるように、一部事務改善を図った。
			27	↓	協議の場を設け、医療ケアの必要な対象者の受け入れ等について具体的な検討課題を確認した。
取組項目⑧ 指定管理者へのモニタリングの徹底			取組スケジュール(年度)		措置内容・検討内容（現在の状況を詳述する。）
取組内容、手順・方法等	所管	障害者福祉課			
<p>定期的に指定管理者と総合福祉センターの管理運営について業務連絡会議を実施し、課題や目的の共有などを積極的に行う。</p>	障害者福祉課	障害者福祉課	24	実施	業務連絡会議を行うと共に日頃から連絡を密にし情報の共有を図った。
			25	↓	引き続いて、日頃から連絡を密にし、情報の共有を図った。
			26	↓	同上
			27	↓	同上

2-(4) ボランティアセンター事業

《社協が取り組むべき内容》

取組項目① 団塊の世代の掘り起し			取組スケジュール(年度)		措置内容・検討内容（現在の状況を詳述する。）
取組内容、手順・方法等	所管	社会福祉協議会			
団塊の世代がボランティア活動へ積極的に参加することができる講座を開催するなど、ボランティアデビューする機会となる講座を増やし、講座の新たな担い手の発掘を進め、生きがいつくりにも繋げていけるようにしていく。	24	検討・実施	シニア向けボランティア入門講座や朗読ボランティア入門講座など、団塊の世代が参加しやすい講座を企画、開催した。		
	25	↓	シニア向けボランティア入門講座や朗読ボランティア入門講座、傾聴ボランティア講座など、団塊の世代が参加しやすい講座を実施した。		
	26	↓	ボランティア入門講座や朗読ボランティア入門講座、傾聴ボランティア養成講座など、団塊の世代が参加しやすい講座を実施した。		
	27	↓	同上		
取組項目② ボランティアセンター機能の充実			取組スケジュール(年度)		措置内容・検討内容（現在の状況を詳述する。）
取組内容、手順・方法等	所管	社会福祉協議会			
ボランティア活動に関する情報等を入手する拠点の整備を図り、ボランティア活動に関する相談や調整等を行うアドバイザーの配置を進める。	24	検討	係内では検討を進めたが、今後は市と共に検討を進めていきたい。		
	25	↓	既存のボランティアビューロー4ヶ所の相談窓口の強化を実施し、担当職員による個別研修を行った。		
	26	↓	引き続き、既存のボランティアビューロー4ヶ所の相談窓口の強化を実施。アドバイザーへ各種研修等への参加を促し、育成と機能向上を図った。		
	27	実施	ボランティアビューロー4ヶ所の相談窓口を強化。アドバイザー定例会等での研修会や情報交換会を実施し、各アドバイザーの相談スキルの向上を図った。また、各ビューローのアドバイザーが自主的に事業（地域ボランティア交流会など）の企画、実施をしやすい環境づくりを行った。		
取組項目③ 情報発信の多様化			取組スケジュール(年度)		措置内容・検討内容（現在の状況を詳述する。）
取組内容、手順・方法等	所管	社会福祉協議会			
ボランティアに関心を持つ市民に情報が届くよう、ホームページ等の情報共有ツールや情報誌の見直しを行っていく。	24	検討	継続してホームページを運営していくことにより市民への周知を促す。情報誌については随時、見直していく予定である。		
	25	実施	ホームページによるボランティア情報を引き続き掲載した。情報誌については、地域ボランティアの活動を重点的に取り上げ、地域ボランティアのPRを行った。		
	26	↓	同上		
	27	↓	同上		

《市と社協が共同で取り組むべき内容》

取組項目	④ ボランティアセンターの認知度の向上	取組スケジュール(年度)	措置内容・検討内容（現在の状況を詳述する。）	
取組内容、手順・方法等	所管 福祉推進課			
ボランティアセンターを市街地に設置することについては、市の既存施設への設置を前提として、その機会を探りながら関係課所と協議していく。 【地域福祉計画】 ・ボランティア活動に関する情報提供の充実を図る（身近な場所・方法でボランティア活動に関する情報が得られる環境の整備）		24	検討・協議	地域福祉計画及び地域福祉活動計画推進についての社協との打ち合わせの中で、現在のところ具体的な候補施設はないが、引き続き検討することとした。
		25	↓	予算ヒアリングや社協との打合せを行う中で、現在のところ具体的な候補施設を絞り込んでいないが、引き続き検討することとした。
		26	↓	同上
		27	新センター設置	市街地に適当な候補施設がなく、新たなボランティアセンターの設置には至らなかった。今後は、出前講座や出張相談のほか、広報の活用等により、既存センターの認知度の向上に努めることとした。
取組内容、手順・方法等	所管 社会福祉協議会	取組スケジュール(年度)	措置内容・検討内容（現在の状況を詳述する。）	
ボランティアセンターの認知度を向上させるため、公民館や自治会館で出張出前講座を実施する。 【地域福祉活動計画】 ・ニーズに合った育成プログラムの展開（育成事業の実施地区数の増進）		24	検討	検討した結果、平成25年度から実施予定である。すでに予算も計上済みである。
		25	実施	モデル地域（名細、南古谷）でのボランティア養成講座、研修会を実施した。
		26	↓	南古谷地区、名細地区でのボランティア育成事業への協力、また、地域での出前講座として西文化会館にて福祉体験スクールボランティア入門講座を実施した。
		27	↓	名細地区、大東地区でのボランティア入門講座、災害ボランティア講座などへの協力、また、地域での出前講座として教育センター（芳野、古谷、南古谷）にて福祉体験スクールボランティア入門講座を実施した。

2-(5) 共同募金

《社協が取り組むべき内容》

取組項目	① 循環するしくみづくり		取組スケジュール(年度)	措置内容・検討内容（現在の状況を詳述する。）		
取組内容、手順・方法等	所管	社会福祉協議会				
<p>より身近で気軽に寄付、募金が行えるよう積極的な啓発・広報活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気軽に募金できる環境として、スーパーやコンビニなど募金箱設置協力店の拡大を図る。 ・募金のテーマを設けるなど、募金者に趣旨がわかり易くなるよう工夫するなど、積極的に協力を求める。 ・用途報告は、写真等を用いて社協だよりやホームページ等に掲載し、誰でもが理解し、共感できるようなものとする。 			24	実施	<p>新たな募金箱設置を呼びかけ、病院施設、市内の大学等で協力していただき、設置数を増やした。社協だよりにて募金の説明の記事を載せる際に、用途が分かるような記事や写真を掲載するように努めている。</p> <p>24年度は、募金箱の設置数と実績は必ずしも比例していない状況がみられたため、周知方法等の検討は必要と考える。</p>	
				25	↓	<p>募金箱の設置に関しては、範囲を広げるための協力依頼を進めており、徐々に広がってきている。しかしながら、募金実績は思うほど伸びていない現状もあり、周知方法等に今後も工夫していく予定である。地域住民の意識を高める工夫として、募金の配分を受けている事業などの周知を図るための地域別のチラシの作成など募金を集めるための努力をした。</p>
				26	↓	<p>職域募金において、協力依頼団体を増加した。また、学校募金においては、川越総合高校文化祭の際にJRC部と合同で募金活動を行い、新しい活動を試みた。今後も、活動方法の拡大と既存の活動内容の見直しを行っていく。</p>
				27	↓	<p>川越総合高校、東邦音大、尚美大学の協力を得て、学園祭や音楽祭などの会場で学生による募金活動を実施し、福祉教育の観点からも募金の周知活動を行った。</p>

取組項目	② 住民から共感が得られるしくみづくり	取組スケジュール(年度)		措置内容・検討内容（現在の状況を詳述する。）
取組内容、手順・方法等	所管	社会福祉協議会		
<p>用途をわかりやすく広報するために、募金の仕組みや用途についての各地区社協への出前説明会や、所得控除や損金参入といった税法上の優遇措置制度についてのちらし等による周知、啓発を行う。</p>		24	実施	各地区へ説明を行う旨の案内を出し、依頼のあった地区へ出かけて説明を行った。
		25	↓	募金の説明等各地区社協等での説明の機会をつくること、共同募金の配分を受けて行う事業については配分金を活用していることを明記し、法人等対象の税法上の優遇措置についても周知した。
		26	↓	社協だよりの紙面を、募金種別ごとの写真や報告等に変えて、わかりやすさを重視した。 また、各地区への説明は今年度も実施した。しかし、戸別募金は減少してしまったので、自治会長、更にはその先の班長等にも説明ができる機会をつくることを検討する必要がある。
		27	↓	従来どおり社協だよりの紙面等で周知を図ることに加え、募金の協力依頼の際には、地区ごとに共募配分金にて実施している事業を紹介する地区だよりを作成し、協力依頼のチラシとともに回覧をして用途を示している。各地区への説明については、説明会の実施及び地区の会議等に出向いた際に配分金事業の説明等を行い周知に努めた。

2-(6) その他

《社協が取り組むべき内容》

取組項目	取組スケジュール(年度)	措置内容・検討内容(現在の状況を詳述する。)
① 職場内ミーティングの実施 取組内容、手順・方法等 所管 社会福祉協議会 発展強化計画に基づく組織理念の共有化と浸透を図る中で、チームワークづくりに努めるとともに、個性や創造性を尊重した人材育成を進める。	24 実施 25 ↓ 26 ↓ 27 ↓	各課内では随時実施しているが、今後は、管理職による会議の実施を進めていき、各課における横のつながり強化に努める。 係長以上のリーダー会議は、毎月開催し情報共有等に努めた。課長会議は、毎週1回のペースで実施した。 係長職以上のリーダー会議を毎月開催し情報共有等に努めた。また、他課との連携を図るため、随時、課長会議を開催した。 主査以上のリーダー会議を毎月開催し情報共有等に努めた。また、他課との連携を図るため、随時、課長会議を開催した。
② 広報(PR方法)の充実 取組内容、手順・方法等 所管 社会福祉協議会 第3次川越市地域福祉活動計画に基づき、広報活動の充実を図る。 ・社協だよりの紙面充実 ・各地区での地区社協だよりの発行支援 ・福祉関係事業所による情報発信の促進 ・ホームページやマスメディアを活用した情報発信	24 見直し 25 実施 26 ↓ 27 ↓	社協内広報委員3名が外部研修に参加し、知識向上に努めた。(のべ6日間) 紙面充実のため、編集会議の回数を増やした。 社協内広報委員を中心に、隔月発行の社協だよりの充実を図った。 社協内広報編集委員を中心に、隔月発行の社協だよりの紙面内容の検討を行った。ホームページの掲載内容の更新を随時行った。 平成26年度措置内容に加え、社協をPRする貸出機材としてポップコーン機を用意した。
③ 中長期ビジョンの策定 取組内容、手順・方法等 所管 社会福祉協議会 平成23年度中に、事業運営の展望や目標を明らかにして、その実現に向けた組織と財務に関する具体的な方法を示した「発展強化計画(平成24～27年度)」を策定予定。	24 H23策定 25 ↓ 26 ↓ 27 ↓	平成24年3月に策定し、策定委員会において評価シート(案)を作成中であり、今年度末までに確定し、次年度から進行管理と評価をしていく。 平成25年度から評価シートに基づく進行管理と評価を行い、次年度も継続する。 平成26年度も進行管理を行い、次年度も継続する。 次期発展強化計画を策定した。

《市が取り組むべき内容》

取組項目④ 市の責任の明確化	取組スケジュール(年度)		措置内容・検討内容（現在の状況を詳述する。）
取組内容、手順・方法等	所管	福祉推進課ほか	
<p>社会福祉法には、市の責務で「地域の社会福祉」を行うことが明確化されており、社協と連携して、効率的、効果的に推進できる体制整備が必要であるため、公的な福祉サービスにおける各相談窓口が相互に連携し、多様化する福祉課題に適切な対応ができるよう、領域横断的な相談支援体制を構築し、市と社協との関係性の明確化を図っていく。</p> <p>【地域福祉計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の相談支援体制を整備する（福祉分野の一次相談窓口(*1)の設置) 	24	組織改正に合わせ検討	市と社協の共催で実施したコミュニティソーシャルワークの3回の研修には、市の関係課、社協の関係課が一堂に会し、それぞれ情報交換をするとともに、相談支援体制の構築に向けて理解を深めた。引き続き、研修等の充実を図るとともに、今後は、研修参加者が相談支援体制を具体化することが課題となる。
	25	試行	昨年度に引き続きコミュニティソーシャルワーク実践者養成研修を2回開催し、相談支援体制の構築に向けて相互理解を促進した。 また、先進市(三郷市及び行田市)への視察を行うなど、窓口設置に向けて検討した。
	26	実施	昨年度に引き続きコミュニティソーシャルワーク実践者養成研修を1回開催し、相談支援体制の構築に向けて関係者間の相互理解を促進した。 また、福祉分野の一次相談窓口の機能を検討するにあたって、基幹型地域包括支援センターの機能の一つにそれを位置づけることについて、福祉部内で協議した。
	27	↓	次期の地域福祉計画(市)及び地域福祉活動計画(社協)を一体的に策定した。同計画において、「福祉分野の総合相談窓口の設置」を重点項目に掲げ、市と社協の連携による整備を目指すこととした。
<p>*1) 福祉分野の一次相談窓口：相談内容に応じて適切な窓口につなぐとともに、複数の担当部署が対応する必要がある案件については、各担当同士の間で連携を図ることを目的とする福祉問題の一次受付窓口。</p>			

取組項目	⑤ 良好なパートナーシップの形成に向けて	取組スケジュール(年度)	措置内容・検討内容（現在の状況を詳述する。）	
取組内容、手順・方法等	所管 福祉推進課			
<p>市としての地域福祉のビジョンを示した「川越市地域福祉計画」を実践していく中で、「協働」の考え方のもとに行政と社協との役割を明確にし、良好なパートナーシップの形成を目指す。</p> <p>【地域福祉計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉サポートシステム(*2)の構築（市と社協と地域が協力し合える仕組みづくり） 		24	役割分担の検討	地域のニーズの把握と課題整理のため、支会単位のエリアミーティング及び地区別福祉プラン策定について、社協とともに地域に出向き、積極的に支援した。また、社協主催のケース検討会には、関係課とともに参加し、支援内容を検討した。
		25	↓	地域福祉サポートシステム構築に向けて中心的な役割を担う者として、川越市介護保険事業計画に定める日常生活圏域9圏域のうち、2圏域に1名ずつ計2名CSWを配置した(モデル事業)。 また、地域福祉総合支援会議及び地域福祉ネットワーク会議を設置し、行政機関や地域福祉の推進に関わる専門機関・支援団体が連携し合える体制を整備した。
		26	↓	モデル事業として、引き続きCSW配置事業を実施した。 また、地域福祉ネットワーク会議を2回開催し、地域における福祉課題について、関係機関での情報共有を図った。
		27	体制構築	次期の地域福祉計画(市)及び地域福祉活動計画(社協)を一体的に策定した。同計画において、「地域福祉サポートシステムの構築」を重点項目に掲げ、引き続き、市と社協の連携により構築を目指すこととした。
<p>*2) 地域福祉サポートシステム：要援護者の生活を「周囲による手助け」と「公的な福祉サービス」との組み合わせにより支援することを目的に、地域の住民や民生委員、福祉事業者（自助・共助）と、市や社協（公助）が連携した仕組み。この仕組みの中で社協は、要援護者の自立生活を支えるための共助・公助によるトータルケア全体の取組を中心となって行うコミュニティソーシャルワーカーとしての役割を担う。</p>				